

会 議 録

会議の名称	令和8年第1回定例会 和泉市例規等審査委員会
開催日時	令和8年1月28日(水)午前10時から午前10時30分まで
開催場所	和泉市役所 3階庁議室
出席者	<p>【例規等審査委員会委員】</p> <p>(委員長)並木副市長</p> <p>(委員)森吉副市長、土本総務部長、山崎環境産業部長、西川福祉部長、東教育・こども部長、門林政策企画室長、山口人事課長、左海財政課長</p> <p>【事務局職員】</p> <p>(総務管財室)古川室長、高垣課長、中川総括主幹、澤田総括主査、松阪主任、横尾主事</p> <p>【担当課職員】</p> <p>(人事課)尾郷次長、山口課長、井阪課長補佐、横田係長</p> <p>(消防本部総務課)中塚課長、下垣課長補佐</p> <p>(都市整備室)横田課長、二田総括主幹、松永主事</p> <p>(経営総務課)藤井次長兼課長、山岡課長補佐兼係長</p> <p>(水道施設室)一井課長</p>
会議の議題	<p>1 審査案件</p> <p>(1)一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(2)和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(3)和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(4)和泉市都市公園条例の一部を改正する条例</p> <p>(5)和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例</p> <p>2 報告案件</p> <p>(1)和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(2)＜パブコメ後＞和泉市環境未来共創金条例</p> <p>(3)和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <p>(4)和泉市事務分掌条例等の一部を改正する条例</p> <p>(5)和泉市行政手続条例の一部を改正する条例</p> <p>(6)＜パブコメ後＞和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(7)和泉市手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>(8)和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例</p> <p>(9)和泉市火災予防条例の一部を改正する条例</p> <p>(10)和泉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>(11)和泉市認定こども園条例等の一部を改正する等の条例</p>

会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年第1回定例会に提案する条例案について審査を行った。 ・令和8年第1回定例会に提案する条例案で、軽易なものについて報告を行った。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
その他の必要事項	会議非公開

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)	
	<p>1 審査案件</p> <p>(1)一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</p>
並木委員長	担当課から、条例案について補足説明があればお願いします。
人事課	補足説明等は、特にない。
並木委員長	各委員から質問や意見があればお願いします。
東委員	手当の額について、大阪市と堺市は1,080円をベースに加算する方式としているが、和泉市は一律で2,160円としている。他市でも和泉市と同様に一律で2,160円としているところもあるが、大阪市や堺市のような加算方式とするのではなく、一律の金額として問題ないのか。
消防本部総務課	<p>災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」での勤務かどうか金額加算の基準として考えられる。大阪市と堺市は緊急消防援助隊を複数部隊派遣し、その中に後方支援隊というものがある。後方支援隊は、前線で活動する隊員の拠点となる場所で活動するものであり、前線で活動する隊員と金額面で区分しているものと思われる。</p> <p>和泉市や泉州地域は、大阪市や堺市と異なり後方支援隊としての登録を行っておらず、当該勤務がないため、2,160円で統一している。</p>
	<p>(2)和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(3)和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例</p>
並木委員長	<p>審査案件2及び審査案件3については関連する類似案件のため、一括で審査させていただく。</p> <p>担当課から、条例案について補足説明があればお願いします。</p>
人事課	補足説明等は、特にない。
並木委員長	各委員から質問や意見があればお願いします。
左海委員	参考資料の20ページからの特別職報酬審議会の答申が掲載されているが、22ページに附帯意見として、「平成29年から8年ぶりの審議会の開催であったが、社会情勢や市政状況等の変化が見て取れる場合には、より頻繁に議論を行うことが適切と考える」という意見があった。何をもって社会情勢や市政状況が変わったとするかは抽

	<p>象的で分かりにくい部分ではあるが、次回はどのようなときに審議会を開催するのか。</p>
人事課	<p>基本的には効率的な行政運営を図るという観点から4年に1度定期的に開催していく予定である。</p>
左海委員	<p>そのときの状況や委員の考えによって、4年に1回見直す機会があるということで理解した。</p>
門林委員	<p>総務管財室との調整事項の中に、非常勤の特別職である附属機関委員や行政委員会委員の報酬の検討状況について、令和9年度から増額の検討を予定しているとのことで、来年度から見直しを行うものと思うが、特別職報酬審議会のような審議会等を開催するのか。また、改正のプロセスや手続きについてどのように考えているか教えていただきたい。</p>
人事課	<p>非常勤特別職の報酬は、特別職報酬審議会の審議対象ではないため審議会は開催しないが、関係課との調整は行いたい。</p>
門林委員	<p>行政委員会等とも調整するという事で承知した。</p>
並木委員長	<p>(4)和泉市都市公園条例の一部を改正する条例 担当課から、条例案について補足説明があればお願いする。</p>
都市整備室	<p>補足説明等は、特にない。</p>
並木委員長	<p>各委員から質問や意見があればお願いする。</p>
東委員	<p>条例改正について特に異議はないが、政策企画室が公の施設の使用料の見直しについて協議会報告を行い、次の第2回定例会では使用料を改正する条例を提案すると聞いている。その中で、今回駐車場の使用料を改正する条例改正を行うとのことだが、公の施設の使用料の改正との関連はどうか。</p>
都市整備室	<p>公の施設の使用料の見直しは基本方針に基づき進められているが、駐車場の使用料は、基本方針の対象外の施設であるため、和泉市公の施設等駐車場使用料の適正化指針に基づき設定している。その指針には近隣の駐車場の実態などを踏まえることとあり、近隣の駐車場の駐車料金との大きな差異はないため、今回は現状維持することとし</p>

	た。
並木委員	定期的に近傍の駐車場の価格も確認するということが。
都市整備室	その通りである。
左海委員	今回の改正で、料金加算の方法は変わるが、全体の額は変わらないということであると思う。この駐車場は年間での程度の売り上げがあるのか。
都市整備室	令和5年度では約300万円、令和6年度では約390万円の売り上げ。機器の保守の委託費として約300万円かかっている。これは指定管理料から支払っているが、令和5年度ではプラスマイナスゼロ程度、令和6年度はプラス90万円ほどである。
西川委員	改正の理由として、10円単位の精算で時間を要し、混雑しているためとあるが、市民の利便性を向上するといった理由に変える方が適切ではないか。それほど混雑するようなものなのか。
都市整備室	<p>去年はそれほどではないが、2年前は公園から出庫するのに40～50分かかるともあった。その間にも料金が加算され、課題になっている。現場を見ると、精算機が1台であるということに加えて、精算に時間を要していたことも課題であった。ハード面だけでなく、ソフト面での改善も必要であると考え。</p> <p>加えて、キャッシュレス決済についても検討したが、1台当たり20万円程度の固定費に加え、売り上げに対して3パーセントから4パーセントの手数料がかかるため、まずは費用がかからないソフト面の対策として条例の改正をしたい。</p> <p>また、概要には混雑緩和のためと記載しているが、議案書中の提案理由は、利便性向上を図るためという理由に変更している。</p>
並木委員長	西川委員から指摘いただいた内容は、総務管財室での審査の際にも議論があったもので、事前に総務管財室と都市整備室にて調整を行い、その形になったと報告を受けている。
並木委員長	<p>(5)和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例</p> <p>担当課から、条例案について補足説明があればお願いする。</p>
水道施設室	臨時使用の予納金を廃止することによる1番のメリットは事務の簡素化である。料金の徴収をお客さまサービス課が、工事を水道施設室が、預かり金の返還の事務を経営

	<p>総務課が行っており、3課にまたがる当該事務を見直すことで、予納金の返還等の事務の軽減につながると考えている。</p>
並木委員長	<p>各委員から質問や意見があればお願いします。</p>
門林委員	<p>資料の5ページ、臨時使用の予納金の取扱いを変えるということで、近隣市等へ行った調査の結果を記載いただいている。その中の問3で「予納金徴収の未実施について問題はありますか」という問いがあり、大阪市、豊中市、企業団が問題ありと回答しているが、どのような内容か。また、その回答を受けてどのような対応をするかを教えていただきたい。</p>
水道施設室	<p>大阪市は、予納金を廃止すると未納となる可能性がある、という意見であるが、今まで工事で未納はないとのことだった。</p> <p>豊中市は、予納金廃止後に、滞納がまれに発生しているということを知った。ただ、それは解体において発生している問題とのことであった。</p> <p>企業団は、予納金制度を実施していたが、制度を廃止した際に、予納金を返還する必要があるが、返還先が分からず、返還できなかったことが問題であると回答があった。ただ、滞納についてはなかったとのことである。</p>
門林委員	<p>今回制度を変えても、上下水道部としてマイナス面はないだろうという考えでよろしいか。</p>
水道施設室	<p>現在、臨時使用をする際には指定工事店が工事業者の委任を受けて申請を出し、手続をしている。令和2年度から指定工事店の更新制度が始まり、指定工事店の所在等が全て確認できている。滞納があった際は工業者に督促するが、滞納が発生すると、水が使えなくなる。また、水道工事店を通して事業者アナウンスできるため問題はないと考えている。</p>
並木委員長	<p>2 報告案件</p> <p>それでは引き続き、レジュメに記載の報告案件について、総務管財室から補足等あれば、説明願う。</p>
総務管財室	<p>報告案件2及び報告案件6について補足説明する。いずれも1月30日を期限としたパブリックコメントを実施しているが、報告案件2は、現在のところ意見はないと聞いている。</p> <p>報告案件6については、現在1件の意見があり、その主な内容は「罰則を設けるべき</p>

	<p>ではないか」といったものであるが、担当課から条例の内容に影響のあるものではないと聞いている。</p>
門林委員	<p>パブリックコメントはまだ締め切り前であるが、もし内容を見直すような意見があった場合は、どうするのか。</p>
総務管財室	<p>内容に影響のある意見が出てきた場合は、委員長と相談し、その部分について持ち回りで審査をするかどうか等について検討させていただきたい。</p>
門林委員	<p>パブリックコメントについてだが、和泉市総合計画、和泉創発プランもパブリックコメントを実施しており、市民説明会、市広報、ホームページやSNSでの発信といった様々な手段をとって周知したが、5件の意見しか無かったことから、総合計画審議会の中で、委員から数が少なく市民の意見を聴取できていないのではないかと、制度が形骸化していないか、という意見があった。</p> <p>条例は計画等と比較して意見が来にくいものだと思うが、どのような媒体で周知されているかを確認したい。</p>
総務管財室	<p>担当課からは、ホームページ、市広報、各図書館への配架、市政情報コーナーへの配架、LINE、Facebook、X、いずみメールでの発信とあらゆる手段を取っているが、1件であったと聞いている。</p>
門林委員	<p>承知した。</p>
並木委員長	<p>先ほどもあったが、内容に影響があるコメントがあれば、調整させていただきたいので、総務管財室は担当課とよく確認をしておくように。</p> <p>それでは、全ての案件が終了したため、これで例規等審査委員会を終了する。</p>
	<p>以上</p>